

2007年3月12日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市職員労働組合  
執行委員長 小野 敦

## 2007年春闘要求書

日頃、地方自治の発展と住民生活を守るため、ご奮闘されていることに敬意を表します。

大企業は「ルールなき資本主義」の下で、賃金引下げ、成果主義の導入・強化、人員削減、など総人件費抑制、正規から非正規雇用への置き換え、長時間過密労働などを進め、空前の高収益を上げ続けてきました。日本の全企業総数のわずか0.21%に過ぎない資本金10億円以上の大企業が、全企業の経常利益(約51兆7千億円)の57%を占め、しかも10年前に比べると利益は2.12倍にも膨れ上がっています。最高益をあげても法人税を納めない大手銀行や法人税の4兆円規模の減税を求める財界に対してマスコミも批判の声を上げています。

安倍首相の経済政策での施政方針は、史上空前の利益をあげている大企業に対して、財界の希望する大企業減税打ち出す一方、深刻化する貧困や格差の問題に全くふれることなく、従来からの「再チャレンジ」論を繰り返すだけで、何ら具体的対策を示していません。しかも国民には、「消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する」として、消費税増税案を07年度にまとめる方針を示すなど、更なる国民負担増を行おうとしています。

一方、大企業がバブル期以上の利益を上げる中で、この5年間で正規労働者は186万人減少し、非正規労働者は287万人増加して1647万人となっています。雇用者全体に占める非正規労働者は32.3%となり5.1ポイント上昇しており青年・女性では5割をこえています。その上、働いても生活保護以下で生活しているワーキングプワが数多く広がり、格差と貧困の拡大・固定化の要因になっています。失業件数は依然として300万人近くを数え、企業は儲かっても個人消費が0.7%減(GDP速報値)となっているように家計に波及せず、統計上「いざなぎ景気」を越えたとしても「実感なき好景気」というのが国民生活の実態です。

また、地方財政では、「三位一体改革」の名の下に、この3年間で4.8兆円もの地方財源が削減され危機的な状況が生まれています。しかし、政府は06骨太方針で、2011年度までに1兆4千億円から1兆4兆3千億円の歳出削減、4兆1千億円から2兆2千億円歳入計画(増税)を行うことを決め、具体的には財源を地方に保障しない、新型交付税を来年度から2兆円の規模で導入しようとしています。

各分野で広がる格差と貧困、非正規労働者が増大する状況の下で、私たちは、自らの暮らしと市民本位の行政の推進の保障となる労働条件の向上を目指すと共に、痛みを押し付けられている国民・住民との共同を広げ、暮らしと雇用を守る防波堤としての市役所づくりのため日々奮闘しています。

厳しい状況下、市民の期待に応えられる行政の推進と健康で誇りをもって公務に従事・専念できる賃金をはじめとする労働条件の改善を求め、下記の事項について要求するものです。

当局として十分に検討され、誠意ある回答を求めます。

# 要 求 項 目

## ・賃金に関する要求

### 1. 基本賃金について

- (1) 給与改定にあつたては、雇用者責任を明確にし、地域の購買力を高め、職員の公務への専念意欲や、働きがいや意欲をもって働くことのできる賃金制度とすること。
- (2) これまでの労使自治を守り、これまでの交渉での確認事項を遵守し、抜本的な改善をおこなうこと。  
初任給の改善をはかり、在職者調整を行なうこと。  
新給料表の切り替えに伴い、昇給ストップが生じる職員に対して何らかの措置を講じること。
- (3) 政府の狙う公務員制度改革に反対するとともに、官民いずれも破綻が明白な「成績主義」「業績主義」制度を持ち込まないこと。全職員を対象とした「勤務評定」及び、管理職を対象とした「目標管理的自己申告書」の試行を直ちに中止すること。
- (4) 管理職との賃金格差を拡大しないこと。賃金体系については、差別と分断を拡大することなく職場が団結できるものとする。
- (5) 前歴是正については、換算率を100%とすること。

### 2. 諸手当について

- (1) 地域手当については、これまでの交渉経過をふまえ、10%に改善を目指すとともに、引き下げを行わないこと。
- (2) 扶養手当については、金額の大幅引き上げを行なうとともに、扶養認定基準限度額を引き上げること。
- (3) 一時金の改善をはかること。  
期末手当に一本化し、管理職への特別な加算措置を廃止するとともに全員一律10%支給とすること。  
勤勉手当の成績率について廃止すること。管理職も含めて成績率の適用を行なわないこと。  
「基準日に在職していない」ことを根拠とした一時金支給対象除外を改め、勤務実績に応じた支給制度に改善すること。
- (4) 住宅手当についての現状を認識し、持ち家についても借家最高額を基準としての改善を図ること。また支給要件を改善して全ての職員に支給すること。  
無支給者について、一律支給を導入すること。
- (5) 代休手当について、現行35%支給を100%支給に引き上げること。

- (6) 時間外手当については、休日・祝日・深夜を 200%に、その他を 150%とすること。
- (7) 退職金については、算定基礎、支給率、期間計算など総合的に見直しを行い、改善を図り、育休等について全期間を算入すること。
- (8) 通勤手当で継続交渉事項となっている、駐車場はじめとした問題解決を早急におこなうこと
- (9) 自治体内最低賃金を「時給 1,000 円」、「日額 7,400 円」、「月額 150,000 円」とし、これ以下の賃金については、是正すること。
- (10) 「同一労働同一賃金」の国際的ルール・規範に基づき、特に民間と比較して劣悪な臨時・勤嘱託職員の時間単価を抜本的に改善すること。また、臨時職員の交通費の支給及び、嘱託職員に経験加算を行うこと。

### ・権利・労働条件に関する要求

1. 構造改革「特区」、地方独立行政法人、指定管理者制度の運用実施にかかわる諸課題は、労働条件と住民サービスにかかわる重要な問題であるので、全て労使合意事項とすること。また、「特定公務サービス」とされた業務での市場化テストを導入しないこと。
2. ILO「結社の自由委員会」の勧告に基づき、公務員労働者の労働基本権を完全に保障することを政府に働きかけること。
  - (1) 労働三権を完全に保障すること。
  - (2) 消防職員の団結権を保障すること。
  - (3) 公務員労働者の団体交渉権を定めた IL0151 条約を批准すること。
  - (4) 「職員団体」のための行為の制限および労働組合役員の在籍専従期間の制限について、撤廃すること。
3. 労働組合と労働組合活動、職場の労使間の正常な慣行を尊重し、すべての団体交渉に誠意をもってあたること。
4. 週35時間労働を基本とし、すべての労働者の賃下げなしの労働時間短縮をはかること。
5. 健康で生きいきと働き続けられるよう休暇の拡充を図るとともに、取得のための条件整備を行うこと。
6. 労働条件と住民サービスの維持・改善、諸権利の完全行使のできる体制の確立に向け、必要な環境と人員を配置すること。年次有給休暇の取得が10日未満の職場については、実態調査と分析を行い、人的措置を含めた対策を講じること。
7. 「産休」について産前8週間・産後10週間とし、多胎妊娠については産後も14週以上とすること。予定出産日前出産の場合も全休暇期間を認め、異常分娩の場合は日数の追加を行なうこと。
8. 子育て支援策として、育児参加のための男性職員の休暇や、予防接種、入学前の説明会な

ど必要な休暇の新設と出産休暇の弾力的運用を図ること。

9. 「看護休暇」「育児休業」については、より取得しやすい内容へ改善を図り、労働者負担のない60%の有給保障を行うこと。「看護休暇」「育児休業」の取得期間延長に伴い、代替要員については、嘱託配置をする等、職場実態に合わせて解決すること。また、部分休業取得にあたっては、職場実態に見合った人的措置を行うこと。
10. 育児にかかる短時間勤務制度、任期付き短時間任用制度については、拙速に結論を出さないこと。
11. 労働基準法改悪による女子保護規定撤廃のもとで、これまでの女子保護の精神を尊重し、安易に時間外・深夜・休日労働を命令しないこと。  
女子職員の深夜勤務についての実態を明らかにし、直ちに解消すること。  
時間外勤務の男女共通規制実施にむけ努力すること。
12. すべての職場で時間外労働の上限を、年間360時間、3月120時間とする協定を速やかに締結すること。その前提となる、時間外労働の上限遵守を保障できる職場の人員体制を確保すること。年間360時間を越える超勤が発生している職場については、その要員や実態分析を行い、直ちに解消の手立てを行うこと。とりわけ、「新加重労働防止基準」とされた1月100時間以上の超過勤務は直ちに是正すること。
13. 休息時間の廃止を契機として、労働時間の厳守と労基法違反のサービス残業を根絶すること。
14. 労働災害、職業病を未然に防止し、職員の健康の維持、向上のため次の方策を講じること。
  - (1) 成人病検診を充実し、人間ドック・脳ドックの補助を抜本的に改善すること。
  - (2) 中高年齢者への配慮を定めている労働安全衛生法第62条の趣旨に基づいて、配置基準等についての改善を行うこと。
  - (3) 職員の健康管理体制と安全衛生委員会の活動強化をはかるため、健康管理医の常駐化と、安全衛生委員会事務局を人事課から分離・独立させること。
  - (4) 「疾病ある職員の勤務軽減等の措置を求める要求書」に基づき、解決を図ること。
  - (5) 学校や保育所の調理職場について、厳しい衛生管理規定や作業工程、米飯の週3回実施など新たな労働負担の軽減に向け、職員の健康状態について実態把握を行なうとともに、施設・設備の抜本的改善をはかること。
  - (6) 長期病休者の職場復帰の際の勤務の扱いについて(いわゆる「ならし」)、その方策と基準を明確にするとともに、復帰する職員も職場も団結できる体制を確立すること。
  - (7) 労使合意事項である、公務により死亡した職員に対する死亡見舞金3,000万円の条例改正を早急に図ること。
15. 地方公務員災害補償基金京都府支部および審査会の事務局を人事担当部局から分離し、労働者代表委員を保障するなど制度の抜本的改善をはかり公正な制度を確立するよう京都府に要請すること。

16. 庁舎環境については、職場要求に応え、必要な改善をはかること。
  - (1) 休憩室の抜本的な改善と本来の休憩室としての機能及び備品などの充実を図ること。
  - (2) 誰もが利用しやすい休憩室とするため改善を行うこと。健康増進法第25条に基づいた「受動喫煙」防止対策についての、実態調査と結果に基づく対策を講じること。
  - (3) 喫煙場所の環境整備を早急に講じること。
  - (4) 狭隘となっている職場について抜本的に改善し、働きやすい環境すること。
  - (5) 空調・換気設備を抜本的に改善すること。
  - (6) 執務室の清掃に必要な備品の充実を図ること。
  - (7) 障害者用トイレを各階に設置すること。
17. 庁内の案内板等を改善し、市民にとってわかりやすい庁舎にすること。
18. 市民来局者専用の駐輪場の確保をはかること。職員駐輪場は安全で近くに確保すること。
19. 外部職場の労働条件改善、施設改善を労働組合の要求に従って改善を図ること。
20. 新たな電算システムの導入については、現場の意見を十分に踏まえた上、労働組合との協議を行い、交渉で解決を図ること。VDT 作業環境や従事時間規制などの抜本的対策を講じること。
21. 人事異動、昇格は公平・公正に行い、市職労要求に基づく交渉・制度化を図ること。  
女性職員の人事、昇任・昇格について男女間での実態的差別をなくし、公正な扱いとすること。管理職の安易な兼務（理事兼課長、部長兼課長、次長兼課長、主幹兼係長など）をなくすこと。
22. 職員研修については、地方自治の趣旨に基づいて実施すること。また、職場での実務研修を充実させるとともに、提案制度の廃止を廃止し、職場会議の定例化による民主的な論議を保障すること。
23. 不測の事故・事件による職員の身分保障の改善を図るため、交通事故以外をも対象にした分限条例の改正を図ること。
24. 地公法第42条に基づく雇用者責任としての福利厚生事業を後退させず、充実を図ること。  
わせて、制度の見直し改変にあたっては、労使協議を行うこと。

#### ・自治体行政に対する要求

1. 深刻な不況から住民の暮らしを守り、雇用の確保・拡大、地域経済の活性化にむけての施策を国、府に対して積極的に要請すること。
  - (1) 新型交付税や税源委譲の無い補助金削減に反対すること。国の責任を棚上げした「自治体破綻法」に反対すること。
  - (2) 政府の「税制改革」による「消費税増税」「高齢者控除廃止」「公的年金控除の引き下げ」を始めとする増税計画などは、労働者の暮らしや地域経済に大きな影響を及ぼす

ものであり、その撤回を要求すること。

- (3) さらなる負担を押し付ける医療制度改悪は、高齢者や重い患者などの弱者に負担がのしかかるものであり、改悪案の撤回を要求すること。
- (4) 中小零細企業の経営を守るための予算を増大すること。銀行に対して中小零細企業への貸し渋りを行なわないよう強く指導すること。  
企業のリストラによる労働者の首切り合理化を規制し、労働時間短縮、雇用拡大を図るための施策を講じること。
- (5) 地域最低賃金・地域産業別最賃（民間）の引き上げに努力すること。また、全国一律最低賃金制度の確立と、当面「時間額 1,000 円以上、日額 7,400 円以上、月額 150,000 以上」に引き上げるよう政府と国会に要望すること。
- (6) 政府の三位一体改革に伴う保育所の運営経費の削減を行わないこと。
- (7) 政府が予定している厚生年金と共済年金との統合や、年金制度の改悪に反対し改善を図ること。また、年金給付の物価・賃金スライドによる減額を行わないよう要請すること。

## 2. 宇治市として、市民生活を守る施策を積極的に実施すること。

- (1) 政府・総務省による不当な地方自治、労使関係への「介入」に反対し地方自治を守ること。
- (2) 宇治市にとって、何のメリットや大義もない市町村合併計画を、直ちに白紙に戻すこと。
- (3) 市内の不況実態の実態把握とともに実効ある対策を市独自に実施すること。市内事業所、零細企業・商店などの実態調査を宇治市として実施すること。企業のリストラによる一方的な首切りを許さないための手立てをとるとともに、宇治市としての雇用対策や、リストラを受けた労働者に対する独自の施策を実施すること。
- (4) 保育所や公民館等、福祉・教育施設の補修・改善を早急に進め、地元業者発注で仕事を確保すること。耐震補強が必要な施設の改善を直ちに実施すること。
- (5) 小売商店街の活性化対策として、補助金の創設・増額や地元発注の重視、空き店舗対策等をすすめること。
- (6) 地域のパートとアルバイトを含むすべての労働者の賃金の改善を図ること。
  - (ア) 宇治市に働く労働者の賃金を「誰でも 1 万円以上」「時間給 100 円以上」底上げを図ること。あわせて、臨時・非常勤を含め自治体に働く労働者の産別最低賃金を当面「時給 1,000 円・日額 7,400 円・月額 150,000 円」以上に確立するとともに、「均等待遇」の原則を確立すること。
  - (イ) 自治体が委託契約等を行う事業について、IL094 号条約（公契約における労働条

項に関する条項)を尊重し、賃金単価を引き上げ、労働者に適正に支払われているかをチェックすること。また、そのための必要な条件整備を行うこと。

(7) 指定管理職場で働く全ての労働者の労働実態を把握し必要な指導をすること。

3. 「住民のいのちと暮らし、健康・福祉を守る」という自治体本来の役割を果たすため、「地方自治の本旨」に基づき自治体行政を進めること。

国、府による市町村合併の推進について、住民自治の立場を尊重し上からの押し付けに反対するとともに、住民の暮らしを守り、住民の意向を尊重するという視点を貫くこと。

交付税削減に反対し、地方自治擁護の立場を明確にし、国への要求・要望を強めること。

4. 市民・職員へ負担・犠牲を押し付ける「第4次宇治行革大綱」「実施計画」について撤回すること。あわせて、市民不在・市民負担を加速させる「行革大綱」でなく「住民本位の真のムダのない行政」を確立すること。

5. 国の「財政構造改革」路線に基づく社会保障制度切り捨てに反対するとともに、社会保障制度の「理念」である公的責任を果たす立場から次の要求実現に努力すること。

(1) 憲法第25条に基づき、国・自治体・企業の責任による公的介護保障制度の確立を行うこと。

(2) 介護保険制度について、誰もが、必要な時安心して利用できる制度とするよう、国への要請及び宇治市独自の施策の充実を行うこと。

(3) 医療制度のたび重なる改悪に反対し、制度の改善を求めるとともに、国庫負担の大幅増による負担軽減をはかること。

(4) 老人医療費全額国庫負担により完全に無料化すること。

(5) 入院給食を保険給付に戻し、差別的な特定医療制度を廃止すること。また、薬剤など、保険給付からの除外をやめること。

(6) 年金支給開始年齢についての65歳繰り延べを中止し、従来通り60歳支給とするとともに、公的年金制度を拡充すること。そのためにも、94年の国会決議に基づき基礎年金の国庫負担割合を2分の1に直ちに増額すること。また、これにかかわって消費税の「福祉目的税」化に反対すること。

合わせて、全額国庫負担による最低保障年金制度を確立すること。

(7) 健保、年金掛け金の負担割合を労働者3：使用者7とし、国庫負担拡充の努力をすること。

(8) 待機児の解消など子育て支援施策の充実に向けて、公的責任において充実を図ること。

6. 福祉・教育・医療への国庫負担金・補助金の削減に反対し、その回復に努力するとともに、しわ寄せを住民に行なわないこと。

7. 住民本位の行政を推進するために、清掃・学校給食・保育所などの現業部門や、福祉教育関係の民間下請けを行なわず、住民生活直結部門の充実を図ること。学校給食の民間委託方

- 針を撤回し、委託校を直営にもどすとともに、更なる充実をはかること。さらなる保育所の「公設民営化」を行なわないこと。
8. 地震等の事態に備えての防災都市づくりのために、「震度7」を基準とした防災計画を策定すること。消防・救急の施設や装備について、直ちに国基準どおりに整備するとともに、消防職員を増員すること。大災害発生時の職員の動員体制について明らかにすること。
  9. 宇治川の治水・防災と景観保護のために、天ヶ瀬ダム再開発・1500 m<sup>3</sup>/秒放流の再検討・中止を国に求めること。
  10. コメ輸入自由化に反対し、コメをはじめ食料自給率の向上と安全を守り、農業と消費者を守ること。
  11. 民間社会福祉施設に働く労働者の賃金・労働条件を改善すること。
  12. 平和と民主主義を守るために努力すること。
    - (1) 憲法改悪の動きが顕在化する中で、憲法改悪反対・自衛隊法改悪反対の姿勢を明確にすること。
    - (2) 有事法制・国民保護法制による国民保護計画の策定・実施にあたっては、憲法の平和原則・基本的人権・地方自治の原則から、「住民福祉の向上、安全の保持」を明確にし、戦争協力体制の計画や訓練としないこと。
    - (3) 宇治市内の自衛隊基地撤去へ積極的に働きかけること。
    - (4) 非核平和都市宣言に基づく平和行政の充実をはかること。
    - (5) 京都大学や黄檗自衛隊基地周辺など宇治市に現存する戦争遺跡についての保存を図ること。
  13. 自然環境、生活環境を守るための施策の充実をはかること。産業廃棄物処理に対する企業責任を明確にし、「容器包装廃棄物の収集・再商品化促進法」の抜本的改正を政府に働きかけること。

< 以上 >